

令和5年12月15日

## 廿日市商工会議所 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができる働きやすい環境を整備し、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにする為、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年12月15日～令和10年12月14日までの5年間

### 2. 内 容

目標1： 育児休業の取得がしやすい職場環境を継続する。

< 対 策 > ●令和5年12月～

- ① 職員の具体的なニーズ調査、ヒヤリングを引き続き行う。
- ② 育児休業を取得できることを周知するため、管理職を対象とした研修の実施、管理者、女性・男性社員へ育児休業制度、育児休業規程、育児休業給付等の内容、取得手続きについての説明を行い、制度の周知を図る。

目標2： 育児休業の取得推進および、産前産後、育児休業後における原職復帰のための、業務内容や業務体制の見直しを行う。

< 対 策 > ●令和5年12月～

- ① 育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直しをはかり、育児休業後における原職復帰のための体制を整える。
- ② 育児休業中の待遇、育児休業後の労働条件等について説明・周知を行い、取得しやすい環境の整備を行う。

目標3： 計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。  
男性社員・・・計画期間中に子育て目的の休暇の取得者を1人以上とする。  
女性社員・・・取得率を90%以上にする。  
(出産時点で会社に在籍していた女性を対象とする)

< 対 策 > ●令和5年12月～

- ① 就業継続、制度利用全般を相談できる窓口を設ける。
- ② 育児休業取得中の不安や復職にあたっての不安を取り除く為の情報提供などを行う。

目標 4： 毎年、自社の両立支援制度の利用状況、取り組みの成果等を把握し、改善点がないか検討する。

< 対 策 > ●令和 5 年 12 月～

- ① 利用状況、取り組みの成果について現状を把握する
- ② 問題点や改善点の有無について社内で検討する
- ③ 問題点があった場合は、社内で改善のための取り組みを検討し、実施する。

目標 5： 所定外労働の削減のための設置の実施。

< 対 策 > ●令和 5 年 12 月～

- ① 残業時間の現状を把握し、業務の効率化を図る
- ② 年間の業務状況を把握し、繁忙期を除く期間において課ごとにノー残業を決め職員に周知する。

目標 6： 年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施。

< 対 策 > ●令和 5 年 12 月～

- ① 有給休暇取得状況を把握し、事務局長から職員に休暇取得目標の周知をする。
- ② 年間の業務状況を把握し、具体的に年間 10 日以上を取得を目指す。